

7 環政第 228338 号
令和 8 年 1 月 19 日

経済産業大臣 殿

香川県知事 池田 豊人

坂出発電所 5 号機建設計画に関する環境影響評価方法書
に対する知事意見について

このことについて、環境影響評価法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。
なお、別添の関係市町長の意見についても十分配慮してください。

坂出発電所 5 号機建設設計画に関する環境影響評価方法書に対する知事意見

このことについて、環境の保全の見地から、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

- 1 事業特性及び地域特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- 2 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、より一層の環境影響の程度の低減について検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において検討内容を記載すること。
- 3 他事業者の環境影響評価に関する公表された情報を収集し、可能な限り環境への累積的な影響についての調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 環境影響評価の実施中に環境への影響に関する新たな事実が判明した場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的な調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- 6 準備書は専門性を備えた図書となるよう詳細に記載し、地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料を活用し、分かりやすい説明に努めること。
- 7 環境影響評価図書は、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること。
- 8 個別的事項
 - (1) 土壤汚染について
 - ・計画施設の建設用地の一部は過去に他事業者から取得した土地であるところ、当該土地に関する土地利用履歴について、土地取得前の土壤汚染に関する調査の結果等を含め、準備書において詳細に記載すること。
 - (2) 陸生及び水生の動物及び植物について
 - ・文献その他の資料調査において希少な動物及び植物が確認されているため、これらの生息地となる場所がないか調査を行うとともに、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
 - ・現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の

指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 景観について

- ・眺望点に景観行政団体である丸亀市が含まれていることから、丸亀市に対し意見聴取を実施すること。

(4) 廃棄物等について

- ・工事の実施及び計画施設の供用に当たっては、廃棄物の発生抑制や再生利用に努めるとともに、廃棄物を適正に処理すること。
- ・工事の実施に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。

(5) 温室効果ガスについて

- ・計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの削減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。

別添

坂生第582号
令和7年12月9日

香川県知事 池田 豊人 殿

坂出市長 有福 哲二

坂出発電所 5号機建設計画に関する環境影響評価
方法書に対する意見について

令和7年10月30日付け 7環政第174397号において照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 当該事業は、坂出発電所の既存の敷地内に液化天然ガスを燃料とする、最新鋭の発電設備を新たに設置する計画であるが、事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分に配慮するとともに、事業の影響を受ける地域住民や漁業者等に対して積極的な情報提供と丁寧な説明を行うこと。
2. 環境影響評価の実施にあたっては、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全対策を検討すること。

7宇住発第492号
令和7年11月7日

香川県知事 池田 豊人 様

宇多津町長 谷川 俊博



環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

令和7年10月30日付け7環政第174397号で照会のあった標題について、
下記のとおり回答いたします。

記

1 意見

- (1) 事業計画、工事計画の具体化にあたっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。また、最新の技術を導入するなど、できる限り温室効果ガス排出量の削減、環境影響の低減を図ること。
- (2) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された手法等を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 町民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- (4) 工事車両の通行に当たっては、大気汚染並びに交通騒音及び渋滞の軽減に努めること。